令和５年度第１回
福知山市空家等対策協議会

令和５年８月　福知山市地域振興部まちづくり推進課

○市内の特定空家等及び特定空家候補物件の位置図

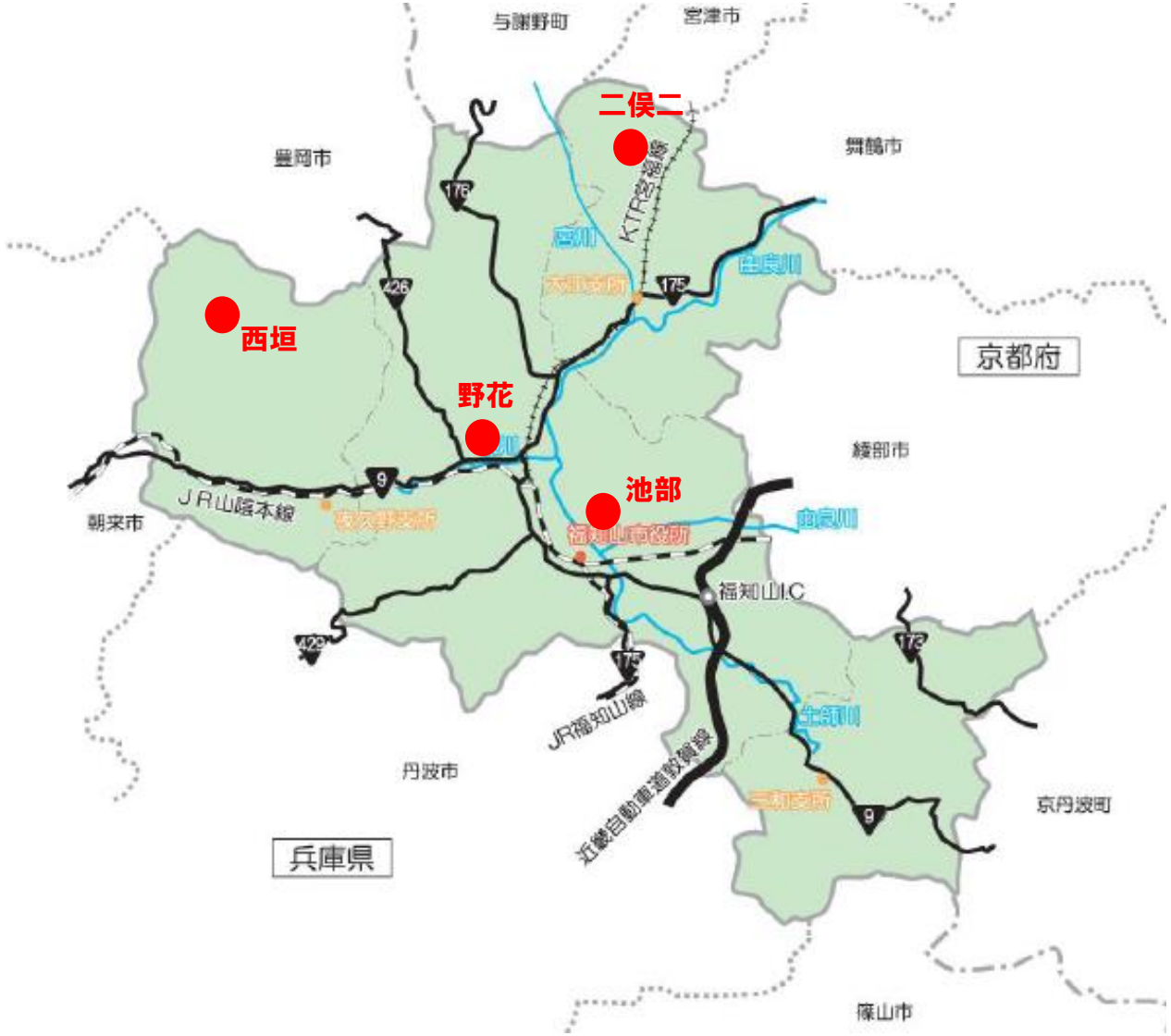

協議事項

１．特定空家等の勧告について

（二俣二地内・池部地内）

（１）勧告の実施について

特定空家等の所有者等への勧告（法第14 条第２項）

① 勧告の実施

市町村長は、法第14 条第１項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる（同条第２項）。

➡ 所有者等へ勧告書を送達

② 住宅用地特例の除外

地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外される。

➡ 税務課へ情報提供し、課税標準額の変更

➡ 来年度の固定資産税額の増加

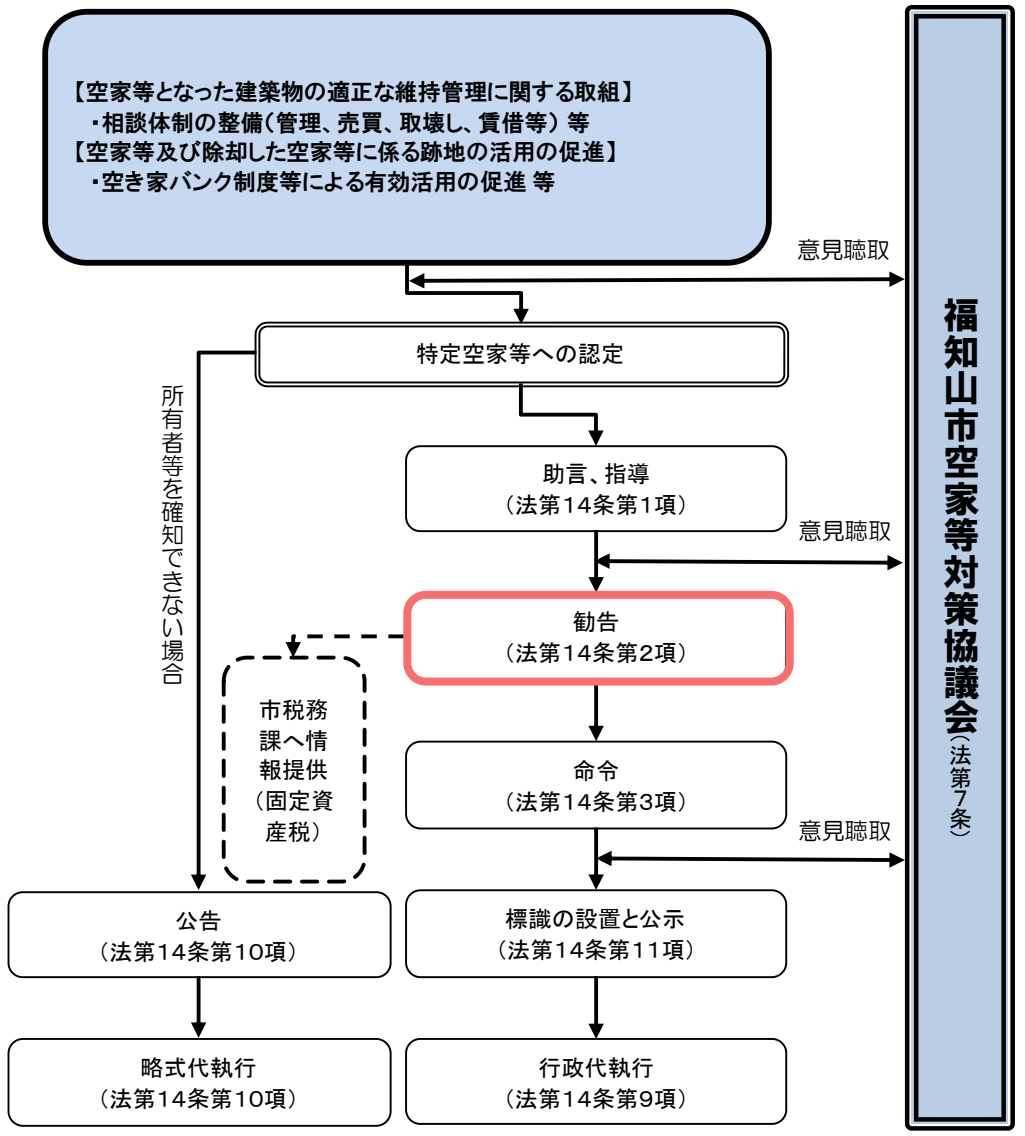

（２）二俣二地内の特定空家等について

○ 特定空家等の状況及び対応の経過【別添資料１：空家等の状況（二俣二）】

○ 立入調査時の様子【別添資料２：特定空家等判定写真（二俣二）】

（３）池部地内の特定空家等について

○ 特定空家等の状況及び対応の経過【別添資料３：空家等の状況（池部）】

○ 立入調査時の様子【別添資料４：特定空家等判定写真（池部）】

協議事項

２．第２回空家等実態調査に係る所有者意向調査アンケートについて

（１）第１回空家等実態調査について

調査の経過	
H29.3	第1回空家等実態調査　開始 ・第1次調査（自治会長への聞き取り）開始 ・第2次調査（現地確認）開始
H30.9	所有者の意向調査　開始
H31.4	第1次及び第2次空家等実態調査完了

○調査期間

平成29年3月～平成31年4月

○調査方法

第1次調査 本市の依頼に応じて自治会で調査を実施。

第2次調査 第1次調査の結果を基に、市職員による外観調査、聞き取り調査を実施。

所有者情報調査 第2次調査で把握した空家等について、所有者情報の調査を実施。

所有者意向調査 第2次調査で把握した空家等のうち、所有者情報が判明した所有者に対し、意向調査アンケートを送付。

○調査結果

第1次調査 1,306件（自治会からの報告件数）

第2次調査 1,197件（外観調査等で把握した空家等数）

所有者情報調査 1,033件（所有者が判明した空家等数）

所有者意向調査 451件（意向調査アンケートの回答数　回答率43.6%）

（２）第２回空家等実態調査について

○調査の経過

第1次調査 令和4年6月　自治会長に調査依頼。自治会による調査の開始。

第2次調査 令和4年7月　市職員による外観調査、聞き取り調査を開始。

所有者情報調査 令和4年9月　2次調査済みの物件について、随時所有者情報調査中。

所有者意向調査 令和5年度　順次発送予定。

○調査の経過報告（令和5年6月末時点）

第1次調査

	空き家あり	空き家なし	未提出	調査対象外	合計
自治会数	257	33	29	7	326

	自治会報告分	既存把握分 （自治会報告分除く）	合計 （現地調査対象件数）
空き家件数	1,478	723	2,201

第2次調査

	自治会数	空き家件数
現地調査済 件数	205/257 （79.8%）	1,765/2,201 （80.2%）

所有者情報調査

	自治会数	空き家件数
所有者情報 調査済件数	133/205 （64.9%）	676/1,478 （45.7%）

（３）所有者意向調査について

第1次調査 → 第2次調査 → 所有者情報調査 → 所有者意向調査

○所有者意向調査

所有者情報調査で判明した所有者に対し、以下の送付物を郵送し、「今後の対応についての意向確認」及び「適正管理の啓発」を行う。

＜実施時期＞

・令和5年

＜送 付 物＞（別添資料５）

・意向調査アンケート

・空き家対策に関する法律についてのチラシ

・空き家情報バンクのチラシ

・空き家の適正管理に関するチラシ

報告事項

１．特定空家等の現状について

（１）西垣地内の特定空家等について（別添資料６）

（２）野花地内の特定空家等について（別添資料７）

２．令和５年度第１回 空き家無料相談会について

○ 開催日時

令和5年9月24日（日）13：00～15：30（予定）

○ 開催場所

福知山総合福祉会館33,34号室（3階）

（〒620-0035　福知山市字内記10番地の18）

○ 募集定員

6名（1組35分間）

3．空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律について（別添資料８）

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が国会審議を経て6月7日に成立、6月14日に公布。（施行日は未定）

1．背景・必要性

○居住目的のない空き家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
※（1998年）182万戸→（2018年）349万戸→（2030年見込み）470万戸

○除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。

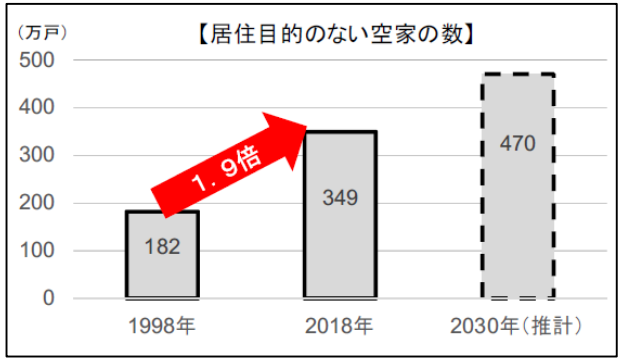

2．法律案の概要

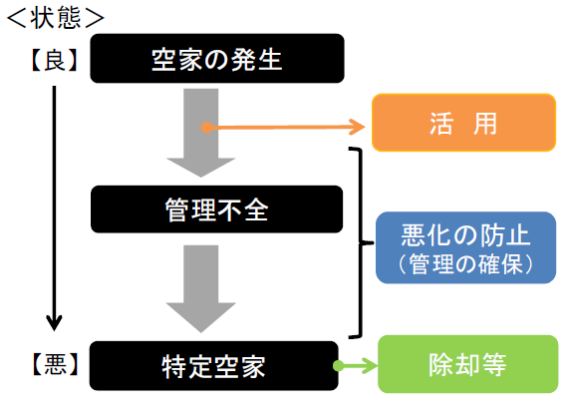

○ 所有者の責務強化・・・国、自治体の施策に協力する努力義務を明記

○ 空家等の活用拡大・・・空家等活用促進区域　/　空家等管理活用支援法人

○ 空家等の管理の確保・・管理不全空家等　/　所有者把握の円滑化

○ 特定空家等の除却等・・代執行の円滑化
市区町村長に財産管理人の選任請求権を付与